

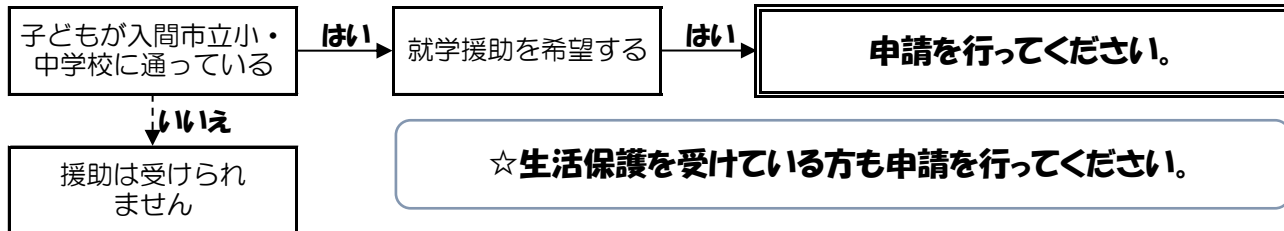
☆ 制度の詳細は「入間市就学援助費支給要綱」でご確認ください（入間市公式ホームページで閲覧できます）。

令和7年度 就学援助制度のご案内

就学援助制度とは、入間市立小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、経済的に困りの方に対し、学校に必要な諸経費を援助する制度です。（私立の小・中学校に通う児童生徒は対象外です。）

※年度途中で家計の急変等があった方も申請いただけます。

1 申請手続



2 申請に必要なもの （毎年度、申請が必要です。4月認定分の提出期限は4月30日（厳守）です。）

☆ 令和6年1月～令和6年12月の所得によって認定の可否を審査します。申告していないと審査できません。

申請の前に、申告を済ませてください！（所得が無い場合も申告が必要です。）

☆ 令和7年度分より電子申請での受付を開始しました。

QRコードより申請書入力フォームに入り、申請してください。

QRコードはこちら→



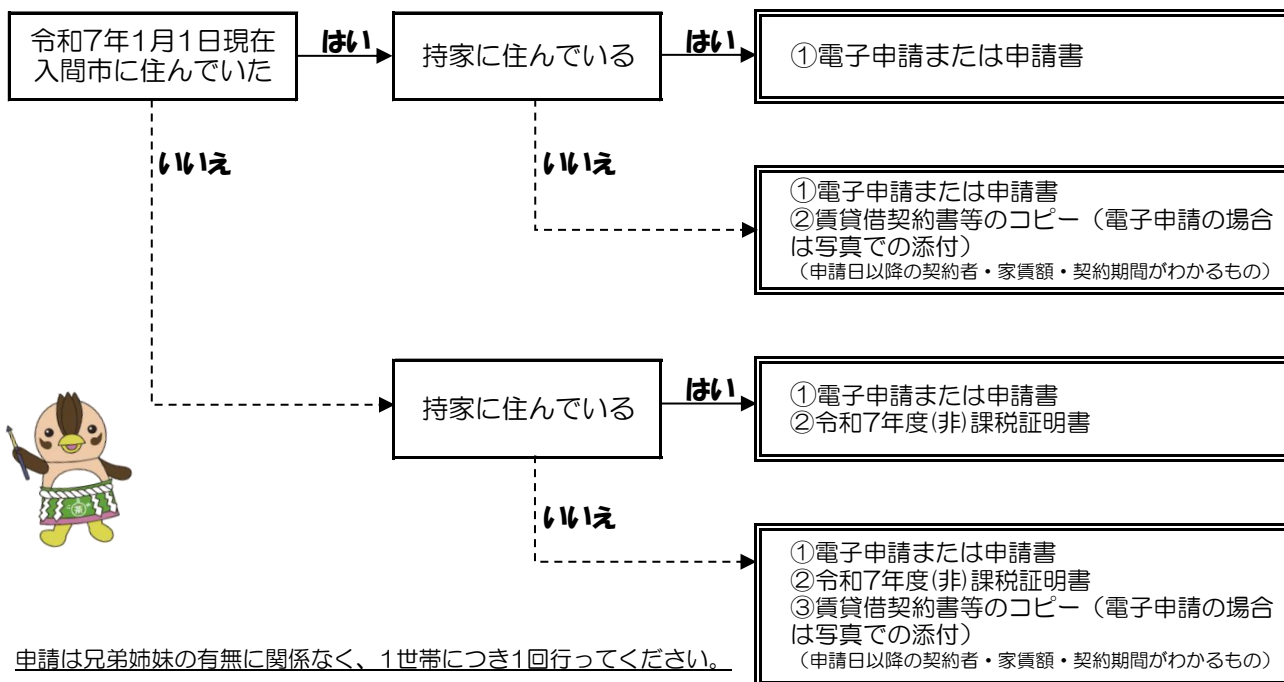
4月認定分の申請書受付期間は令和7年3月3日(月)～4月30日(水)です。

☆ 従来通り紙による申請も行えます。用紙は入間市役所ホームページからダウンロードまたは市役所A棟4階学校教育課にて配布します。

☆ 紙での申請の場合の提出先は、市役所A棟4階 学校教育課、またはお子さんの就学校です。

（郵送の場合は、必ず、学校教育課（04-2964-1111 内線4147・4146）に電話してください。）

☆ 申請に必要な書類は下のフローチャートで確認してください。



申請は兄弟姉妹の有無に関係なく、1世帯につき1回行ってください。

3 所得基準額の目安

世帯人員	世帯構成	所得基準額
2人	母（30歳）、子（7歳）	2,215,448円以下
2人	父（43歳）、子（14歳）	2,355,416円以下
3人	父（35歳）、母（32歳）、子（9歳）	2,469,910円以下
4人	父（40歳）、母（38歳） 子（11歳）、子（7歳）	3,161,472円以下
5人	父（44歳）、母（37歳） 子（14歳）、子（10歳）、子（8歳）	3,638,622円以下

※世帯全員の年間総所得金額により判定します。

（所得額とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます）

※あくまでも目安となりますので、家族の状況（世帯構成、年齢、住宅形態等）により異なります。

4 援助内容

(1)要保護・・・生活保護を受けている方(下記以外の費用は生活保護費から支給されます。)

④修学旅行費 ⑥医療費

(2)準要保護・・・生活保護を受けていない方

①学用品費・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費 ③校外活動費・林間学校費 ④修学旅行費

⑤給食費 ⑥医療費（被災対象者のみ） ⑦日本スポーツ振興センター共済掛金（4～5月認定者）



■新入学児童生徒学用品費の支給については新1年生であり、かつ入学前に支給済でない4月認定者に支給されます。

5月認定以降の認定者には支給はありません。また、入学前に支給済の場合は支給いたしません。

援助項目（※1）	対象学年	支給額	支給時期
①学用品費・通学用品費	全学年	【小1】 4～2月分 969円／月 3月分 971円／月 【小2～6】 4～2月分 1,158円／月 3月分 1,162円／月 【中1】 4～2月分 1,894円／月 3月分 1,896円／月 【中2～3】 4～2月分 2,083円／月 3月分 2,087円／月	【入学後】 4月～6月分→7月末 7月～9月分→10月末 10月～12月分→12月末 （12月認定者除く） 1月～3月分→3月末 （12月認定者は12～3月分）
②新入学児童生徒学用品費	小1・中1の 4月認定者	【小1】 57,060円	（入学前の12月下旬・3月下旬、 入学後の6月下旬のうち1回）
	幼児・小6のうち 入間市立小・中学校へ入学予定の者	【中1】 63,000円	
③校外活動費・林間学校費	実施する学年	保護者が均一に負担した経費の概ね実費額	実施後、学校からの実績報告を受けて（概ね2～5ヵ月後）の7月末・10月末・12月末・3月末のいずれか
④修学旅行費			
⑤給食費	全学年	実費額（引き落とし手数料除く）	保護者の同意を得て、校長口座に振り込みます。申請した月から審査の結果が出るまでの間に保護者が学校に支払った分は、7月末・10月末・1月末・3月末のいずれかに、申請の際に入力した保護者口座に支給します。
⑥医療費	全学年	学校の健康診断等で、う歯（虫歯）、結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎など指定疾患の治療勧告を受け、治療に要した額（学校で医療券の交付を受けてから、治療に通ってください）	医療券を使用すると窓口負担額が0円になるため、保護者口座への支給はありません。
⑦日本スポーツ振興センター共済掛金	全学年、4～5月認定者のうち、掛金を学校に支払った者	460円	7月末

※1 申請書に入力した保護者の口座に直接振り込みます（保護者の同意を得て、校長口座に振り込む場合もあります）

☆ 支給額の内訳についての通知はありません。上の表で確認していただくか、下記担当にお問い合わせください。